

令和元年村上市議会第3回定例会会議録（第6号）

○議事日程 第6号

令和元年9月30日（月曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第107号 西神納小学校調理場厨房機器購入契約の締結について
議第108号 市有財産の譲与について
議第109号 市有財産の処分について
議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第114号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第115号 市道路線の認定について
議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第124号 平成30年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第126号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第133号 平成30年度村上市上水道事業会計決算認定について

第8 議員発議第9号 地方交付税の確実な配分を求める意見書の提出について

第9 議員発議第10号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

議員発議第11号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

第10 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（24名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	鈴木一之君
9番	鈴木いせ子君	10番	高田晃君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	嵩岡輝夫君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（2名）

14番	竹内喜代嗣君	20番	小林重平君
-----	--------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋	邦 芳	君
副 市 長	忠	聡	君
教 育 長	遠 藤	友 春	君
総 務 課 長	竹 内	和 広	君
企画財政課長	東 海 林	豊	君
自治振興課長	山 田	和 浩	君
税 務 課 長	建 部	昌 文	君
市 民 課 長	八 藤 後	茂 樹	君
環 境 課 長	中 村	豊 昭	君
保健医療課長	信 田	和 子	君
介護高齢課長	小 田	正 浩	君
福 祉 課 長	木 村	静 子	君
こども課長	鈴 木	美 宝	君
農林水産課長	大 滝	敏 文	君
地域経済 振興課長	川 崎	光 一	君
観 光 課 長	大 滝	寿	君
建 設 課 長	伊 与 部	善 久	君
都市計画課長	山 田	知 行	君
下 水 道 課 長	志 村	悟	君
水 道 局 長	山 田	広 良	君
会 計 管 理 者	大 滝	慈 光	君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	小 川	良 和	君
選 管 ・ 監 査 長 事 務 局 長	佐 藤	直 人	君
消 防 長	鈴 木	信 義	君
学校教育課長	菅 原	明	君
生涯学習課長	板 垣	敏 幸	君
荒川支所長	小 川	剛	君
神林支所長	石 田	秀 一	君
朝日支所長	岩 沢	深 雪	君
山北支所長	斎 藤	一 浩	君

○事務局職員出席者

事務局 長	小	林	政	一
事務局 次長	内	山	治	夫
副 参 事	鈴	木		涉

午前 9時59分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は24名です。欠席の届け出のある者2名です。竹内喜代嗣議員、小林重平議員は、病気療養のため本日の会議を欠席をいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、鈴木いせ子さん、23番、大滝久志君を指名いたします。ご了承願います。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで、こども課長より発言を求められておりますので、これを許します。こども課長。

○こども課長（鈴木美宝君） 会議の前にお時間をいただきまして、訂正をさせていただきたいと思っております。

本会議一般質問4日目の稲葉議員の副食費に関するご質問に対し、非課税の世帯に対して無料になるとのお答えをさせていただきましたが、年収360万円未満相当世帯の誤りですので、訂正をしておわびをいたします。申しわけございませんでした。

なお、第3子以降につきましては保育料、副食費とも免除の対象になりますので、補足で説明をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

最初に、本定例会初日の諸般の報告によりまして、配付をいたしました資料に一部誤りがございましたので、ご報告を申し上げます。資料の項目1、防災関係についての（1）、災害の発生状況についての内訳で、神林地区の車両・その他火災の発生状況2件と報告をいたしました。正しく

はゼロ件であり、本日お配りした資料のとおりでありますので、おわびをして訂正をさせていただきます。

次に、今月初めに発生をいたしました台風15号により、千葉県を中心とした広い範囲で甚大な被害が発生をいたしました。人的にも大きな被害が発生しているほか、住家被害、長期化した停電により日常生活に支障を来すなど、今なお厳しい状況が続いているところであります。本市、岩船港とともに特定地域振興重要港湾である館山港を有する千葉県館山市においても、大きな被害に見舞われることとなりました。被害発生直後に特定地域振興重要港湾を有する関係市と連携し、災害の支援を実施をいたしましたところであります。被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

次に、被災住宅リフォーム事業の拡充についてであります。これまで屋根の改修を対象として行ってきたところであります。この間、被災者の皆様からのご要望を踏まえ、さらなる支援策について国並びに新潟県と協議をしてきたところであります。支援対象を外壁と基礎部分に広げるほか、補助率、補助上限額についても拡充することで協議が調ったことから、9月13日に公表をさせていただいたところであります。補助率につきましては、これまでの20%から30%に、補助の上限額につきましては、一部損壊の25万円を40万円に、半壊以上の場合の40万円を60万円にそれぞれ拡充したところであります。申請の受け付け期間は、10月1日から31日までとしたところであります。ホームページで周知させていただいたほか、対象者には直接お知らせしたところであります。また、このたびの事業拡充前に既に交付決定をさせていただいた方につきましては、改めて個別に説明をさせていただくことといたしております。拡充後の制度にスムーズに移行できるよう対応することといたしております。いずれにいたしましても、被災住宅が一日も早く復旧できますよう取り組んでまいることといたしておりますので、議員各位からも格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、台風17号に関する被害状況についてご報告を申し上げます。9月19日に発生をいたしました台風17号につきましては、勢力を保ちながら9月23日午前9時に温帯低気圧に変わり、同日午後から翌日未明にかけて本県を通過をいたしました。強風による本市の被害状況であります。人的被害はありませんでしたが、市道山居前線南町2丁目地内において街路樹が倒木したほか、荒川地区においても同様の倒木被害が2件発生し、一時道路の通行に支障を来したほか、施設の一部損壊が7件という被害状況でありました。倒木につきましては直ちに撤去し、道路の通行を確保したほか、施設の被害につきましても適宜対応をいたしましたところであります。

なお、山形県沖を震源とする地震により被災された住宅のある山北地域においては、強風による二次被害が心配されたことから、通常の警戒体制のレベルを引き上げ、注意を喚起したところであります。幸い被害はなかったところであります。

次に、このたび新潟県を会場に開催されている第34回国民文化祭・にいがた2019、第19回全国障

害者芸術・文化祭にいがた大会の競技として、全国健康マージャン交流大会が本市を会場に昨日開催されたところであります。全国各地から予選を勝ち抜いた各都道府県代表の300名の選手の皆様、そして市内外はもとより全国からお越しをいただいた200名を超える観衆が見守る中、熱戦が繰り広げられたところであります。現在健康マージャンは、頭脳のトレーニングはもとより、生涯健康で過ごすことのできるツールとして多くの分野から注目を集めている競技でもあります。昨日の最年少選手は10歳でありました。子どもから高齢者、そして障がいのある方、全ての皆様がこの健康マージャンを通じて豊かな人生を送ることのできる共生社会の実現に寄与するため、広く普及していくことを期待しているところであります。また、参加された選手、そして関係者の皆様には、大会の前日から村上市にお越しをいただき、大会終了後も本市にお泊まりをいただくなど、村上市を存分に堪能していただく機会を得ることができました。今大会の開催を契機に、ますます交流が盛んになることを願うものであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

-
- 日程第3 議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例制定について
議第107号 西神納小学校調理場厨房機器購入契約の締結について
議第108号 市有財産の譲与について
議第109号 市有財産の処分について
議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第104号から議第112号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されております議第104号から議第112号までの9議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月11日及び12日の2日間にわたり、いずれも午前10時から市役所第1委員会室において、委員は全員、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、12日は委員全員、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと委員会を開会いたしました。

初めに、議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第104号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第105号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の法改正の背景はどの質疑に、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないように改正されるものかとの答弁。

また、委員より、不当に差別された流れがあるのかとの質疑に、当消防本部にはないが、全国的には成年被後見人であるために欠格条項に該当し、消防団員になれなかった事例はあったと思うとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第106号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第107号 西神納小学校調理場厨房機器購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指名競争入札には何社入ったのか。市内業者は何社かとの質疑に、16社を指名したが、2社が辞退し、14社で入札を行った。指名業者は全て市内業者ですとの答弁。

また、委員より、西神納小学校調理場は何名分の給食を想定しているのかとの質疑に、300食まで供給できるとの答弁。

また、調理場のスタッフは何名を予定しているのかとの質疑に、来年度の開始となるので、それまでに検討しますとの答弁。

また、委員より、納期が2月28日までとなっているが、給食への影響はないのかとの質疑に、現

在砂山小学校から運んでいるので、影響はないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第108号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、共同財産について、法人化しないために個人名になっている財産が多い。積極的に指導して進める考えはないかとの質疑に、集落の集会施設については、地縁団体の認可の手伝いをこれから進めたいとの答弁。

また、委員より、今後地縁団体の認可を希望する集落はどのくらいあるのかとの質疑に、集落が希望しているかどうかは把握していないが、現在278の自治会のうち認可を受けた団体は182団体で、全体の65%であり、残りは法人化されていないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第109号 市有財産の処分についてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、高速道路にかかった土地はここだけかとの質疑に、朝日地区が4カ所、山北地区が6カ所ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第109号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第110号 公の施設に関する指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地縁団体が結成されれば移譲できる施設は何施設あるのかとの質疑に、条例上残っているのは集落集会施設7施設、うち3施設を今回2年間延長をお願いするものですとの答弁。

また、委員より、移譲した場合に変わることはとの質疑に、集落の集会施設は無償の指定管理をお願いしており、移譲によって指定管理料が発生することはなく、大きく変わることはないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第110号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長より説明を

受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第104号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第105号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第107号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第108号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第108号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第109号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第109号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第110号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第110号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第111号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第111号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第112号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第112号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第114号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第113号及び議第114号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第113号及び議第114号の2議案について、審査の概要と経過について報告します。

去る9月13日、17日の両日午前10時より、市役所第1委員会室において、委員13日8名、17日全員、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、市民厚生常任委員会を開会しました。

初めに、議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第113号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第114号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、市民課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第114号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第113号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 賛成全員です。

よって、議第113号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第114号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第115号 市道路線の認定について

議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について

議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について

議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第115号から議第118号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第115号から議第118号までの4議案について、その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

去る9月18、19日の2日間、市役所第1委員会室において、委員6名、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと経済建設常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第115号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員から、建築や機械設備など工種による国庫補助率はとの質疑に、補助率は建築部分と水処理部分で異なり、基本的には50%だが、水処理部分は55%であるとの答弁でした。

委員より、日本下水道事業団に業務委託するのは高度な技術を要するためだとの説明だが、その理由はとの質疑に、電気機械の工事となると市職員の中に専門的知識を有する職員がいなく、工事が適正に進んでいるかなどを監督し切れないことや、施設を動かしながら工事を行うことから、や

り方を間違えると処理場がとまってしまうというリスクも考えて、経験豊富な日本下水道事業団に依頼するのが適当であると判断したためであるとの答弁でした。

委員より、市職員が監督力を持てるように職員を育成することは必要ではないかとの質疑に、今回のケースは高度な専門的知識が必要なことから提案するものであり、また日本下水道事業団とは全体的な業務の中で本市と協定を結び、信頼できる事業団であると考えている。また、職員育成も重要であるので、今後職員採用にはそのことも踏まえて行っていきたいとの答弁でした。

委員より、日本下水道事業団には各種研修制度もあると思うが、職員の研修への派遣状況はどの質疑に、日本下水道事業団の研修には毎年1名ないし2名が参加しており、昨年は2週間程度の研修に2名の職員が参加している。日本下水道事業団は、各市町村の技術者が年々減少し、その技術不足を補うことを趣旨として設立したものであるため、日本下水道事業団を活用しつつ、研修等に積極的に参加し、技術者の育成も考えたいとの答弁でした。

委員より、日本下水道事業団が行う入札の要件はどのようになっているかとの質疑に、入札参加要件は当該市町村に本社、本店を設けている企業が第1要件で、村上市では約7社が該当するようだが、日本下水道事業団では参加企業数を30社までとし、新発田、新潟まで参加企業の範囲を広げたいという意向のようであるとの答弁でした。

委員より、研修に参加してせつかく技術を身につけた職員を人事異動で他の部署に移すのではなく、しばらく異動せずに他の人に引き継ぎができるようにしてはどうかとの質疑に、技術のある職員にはその技術が十分に発揮される職場にしていくよう考慮した人事を進めていきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第115号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第115号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第116号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第116号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第117号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第118号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第118号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）

議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第119号から議第122号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。各委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第119号については、本定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る9月25日午前10時から委員23名、議長、議会事務局長出席のもと全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る9月11、12日の両日総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

歳入では、第20款諸収入について、委員より、給食用の岩船産コシヒカリを購入する差額について農協からの負担金分を減額するとの説明があったが、その内容はとの質疑に、国のほうの減反政策の転換の影響で、減反制度の中に学校給食の枠があったが、それがなくなったため協力が難しくなると聞いているとの答弁でした。

歳出では、第10款教育費について、委員より、部活動における大会出場の経費助成は下越大会からとの質疑に、以前より中体連の郡市大会から市のマイクロバスを使用していたが、ことしから中体連の郡市大会がなくなったため、下越大会からの助成となるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第119号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る9月13、17日の両日市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、各分科会委員13日は8名、17日は9名、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと市民厚生分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

歳入では、第1款市税について、委員より、軽自動車税の現年度分200万円となっているが、どのくらいの台数を見ているのかとの質疑に、200台を見込んでいる。ことし10月から来年1月までの分となるが、昨年度同期の新規登録者台数が506台であり、10月からの消費税10%の引き上げとそれに伴う環境性能割の軽減、2020年には燃費基準達成車が非課税となることから、非課税車両が多くなると予想され、昨年度同期の台数に0.4を掛け200台と見込んだとの答弁でした。

歳出では、第3款民生費について、委員より、ことばとこころの相談室について相談件数が増加したとの説明であるが、職員数は変わらないのかとの質疑に、今年度職員を増員している。非常勤特別職2名、相談員3名は変わらないが、相談員の補助員が1名から2名となっているとの答弁でした。

また、第4款衛生費について、委員より、排水路清掃等経費の施設維持保全業務委託料で毎年補正で出てくるが、なぜ当初予算に計上しないのかとの質疑に、当初予算でも見込みは出しているのだが、例年ベースで様子を見るような形となっている。経費の面から2年に1回の作業となっている町内もふえており、想定しにくい部分もあることから補正でお願いしている状況であるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第119号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る9月18、19日の経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員6名、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入については質疑なく、歳出について、第6款農林水産業費について、委員より、農林水産業費だけでなく全体に言えるが、職員人件費の時間外勤務手当については、これは6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震への対応に各課を通して支援したためとの説明を受けたが、これは既決の予算ではなく、今回の災害のための特別に時間外に勤務手当を追加したとのことかとの質疑に、既決予算の時間外勤務手当を全て執行したので、今回の災害復旧により不足した分と今後の見込みとして積算した。どの課も一緒であるとの答弁でした。

また、第11款災害復旧費について、委員より、公共土木施設災害復旧費の工事請負費1億3,319万円については、6月18日発生地震、7月28日の大雨の災害復旧にかかる査定が無事終わり、3件が災害復旧事業の対象となったということだが、今後の発注スケジュールはどの質疑に、今も設計書を作成しているところであり、10月の発注となる見込みであるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第119号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第119号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第120号について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をしました。その概要と経過について報告します。

議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、起立全員にて議第120号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

初めに、議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公共下水道改築更新経費の測量設計等委託料の150万円について、県の橋梁工事の施工区分変更に伴う詳細設計の修正とのことだが、これに伴う工事費はとの質疑に、今年度は設計委託までとなり、工事については来年度になるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、修繕費が山形県沖を震源とする地震の関係でふえたとのことだが、どのくらいふえたかとの質疑に、配水池の修繕を含めほとんどが給水管の修繕だが、道路部分の修繕が水道局の修繕範囲であり、配水池で4件、そのほかに14件の漏水修繕があり、合計で318万2,000円を予定してい

るとの答弁でした。

委員より、もともと修繕費を当初予算で約1,100万円しか計上していないのに、このたび補正予算で計上した修繕費1,330万円のうち震災関連が約300万円とすると、残り約1,000万円の積算根拠はどの質疑に、現在の修繕費の執行率が98%ほどになっており、予備費の対応も含めてこの状態であり、この現状のままでは到底不足するためであるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これより順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第119号の討論を行います

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） おはようございます。日本共産党の稲葉久美子です。議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）の内容で、2点について賛成討論させていただきます。

1つは、幼児教育・保育無償化が10月から始まります。この無料化は、消費税10%と抱き合わせですが、消費税は全世帯から徴収であり、生活の厳しさをさらに厳しくするものです。特に低所得者層、若者にも大きな痛みですが、保育料、幼児教育費の無料化は、長年の要望でもありました。見返りに給食費、おやつ代で4,500円徴収となりますが、村上市の場合、今までの保育料との逆転現象はないということなので、幼児教育費、保育料の無償化に賛成いたします。これから今後幼児から小学校、中学校の給食費、おやつ代等の無料化を要望引き続いてやっていきたいと思っております。給食は食を育てるものです。子どもたちを心身ともに順調に成長してもらうためにも、平等においしい食事を提供してほしいと願っております。今回秋田県が給食費の助成を決めました。全国にあら、こちらの行政区でも、無料化や一部助成など決めております。村上市も、給食費の無料化の実現を要望してまいりますが、今回は幼児教育、保育料の無料化について賛成いたします。

もう一つ、山形県沖で発生した地震による被害者支援についてです。大規模災害でないから何もしてもらえないと嘆いていた住民に、少しの希望が持てるようになりました。耐震が必要、屋根、外壁、基礎と災害に強い住宅を支援するという今までにない国からの支援を実現しました。今回の千葉県台風災害にも適用されるという新聞記事を読んだとき、村上もやったなと思いました。自然災害について予想外という言葉がまかり通るようになって、災害は忘れたころにやってくるとい

うことは通用しなくなりました。日常的に災害に備える施設が必要と考えます。

以上、内容に一部要望をしながらですが、賛成の立場で発言をいたしました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第119号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第119号は原案のとおり認定（ 部分は237頁に発言訂正あり）することに決定をいたしました。

次に、議第120号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第120号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第121号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第121号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第122号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） 先ほど議第119号の採決で、私から認定と宣告いたしました。が、宣告については委員長報告のとおり可決ということでございますので、訂正をいたしますので、ご了承を願います。

- 日程第7 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第124号 平成30年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第126号 平成30年度村上市葡萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第133号 平成30年度村上市上水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第123号から議第133号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、その審査の概要と経過について報告申し上げます。

議第123号については、先ほど報告いたしました議第119号に引き続き、総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において審査し、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決したところでありますが、私からその審査の経過について報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、歳入では第10款地方交付税について、委員より、地方交付税に関して毎年2億円くらいの減額になると説明を受けているが、決算を見ると減額が少ないようだが、この傾向は今後も続くと考えてよいのかとの質疑に、合併の算定がえ激変緩和期間のため猶予されている部分がある。また、過疎債を借りればその分ふえることもあるので、今後について言及できないとの答弁でした。

また、第15款県支出金について、委員より、総合防災訓練事業費負担金について昨年度津波を想定しての大規模な防災訓練が中止となったため減額となっているのが、今後同じような大規模な訓練の予定はあるのかとの質疑に、今年度コンパクトな訓練を予定していたが、地震の影響でできなくなったとの答弁でした。

歳出では、第9款消防費について、委員より、ヘリポートの管理は行き届いているのかとの質疑に、一部消防で直接管理している場所もあるが、それぞれ管理者が管理している。緊急の場合に確実に使用できるように点検し、検討したいとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第123号のうち総務文教分科会所管分については起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では第1款市税について、委員より、固定資産税について平成29年度との比較で不納欠損額が大幅減となっているが、その理由はどの質疑に、不納欠損の即時欠損処分で平成29年度には高額案件があり、約2,040万円が即時消滅となったが、平成30年度は約840万円と大幅に減ったことが要因であるとの答弁でした。

歳出では、第2款総務費について、委員より、空き家等管理不全防止対策経費で空き家等対策計画が策定されたが、今後の具体的な取り組みはどの質疑に、所有者・管理者がはっきりしているものに対しては指導・要請等を積極的に行い、周りに被害が出ないように管理をお願いしていきたい。ただし、所有者、相続者がいない物件も徐々に出てきており、関係機関から指導を受けながら対応を検討していきたいが、今のところ行政代執行などはなかなか難しいと考えており、今後スムーズに対応できるように検討したいとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第123号のうち市民厚生分科会所管分については起立多数で原案のとおり認定すべきものと態度を決定いたしましたとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入で第15款県支出金について、委員より、農地集積・集約化促進事業補助金は、機構集積協力金41件に対する補助金が国も集積を進めているものの、中山間地においては余り進んでいないと報道されているが、平成30年度の村上市の現状はどの質疑に、国でも集積・集約を進めているが、平場についてはある程度進んでいる。しかし、中山間地については担い手不足等もあり、集積が若干おくれており、特に山北地区と上海府地区については、集積率からいうと他の地区に比べて若干落ちている現状であるとの答弁でした。

歳出では、第8款土木費について、委員より、山北道の駅管理経費約2,600万円について、今回直営となり、食堂での食材費として約380万円かかっているが、食堂の収入は幾らかとの質疑に、レストラン部分の売上額が441万6,610円であるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第123号のうち経済建設分科会所管分については起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、質疑1件あり、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第123号は起立多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第124号及び議第125号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第124号 平成30年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第124号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳入の使用料及び手数料の未済額については決算と事務処理による時差によるものか、それとも延滞分かとの質疑に、収納委託会社との収納の時差によるものと延滞分であるとの答弁。

また、委員より、委託料の不用額が多い理由はとの質疑に、執行残については請負差額の積み重ねであるとの答弁。

また、委員より、各地区の維持管理費が高額となっているが、維持管理費削減の方策はとの質疑に、合併協議の中でも民間の光回線サービスが行き届かない地域については、市内全域同様のサービスを維持したいとの考えが示されており、維持管理費はかかるが、機器をリースに切りかえるなど、経費節減に努めていますとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第125号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第127号から議第129号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をしました。その概要と経過について報告します。

初めに、議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、不納欠損額が毎年同じように出ている。収入未済額がこれだけあると、今後毎年3,000万円くらいは不納欠損となっていくのではないかと思うが、督促手数料との関係はとの質疑に、年々徴収率が向上し、滞納者も減っている状況があり、督促手数料も年々減少しているとの答弁。

委員より、徴収率が上がっているといっても、毎年2,000万円から3,000万円の不納欠損が出ているが、時効となる5年の間にどのような対策をとっているかとの質疑に、滞納者にはほかの税目と同様に納期限20日前に督促状を送付、その後催促書を何度か送付、その後訪問催告を行い、それでも納付あるいは納付相談等がない場合には、財産調査により差し押さえを行っており、そのようなことを着実に行うことで徴収率が年々上がっていると考えている。時効については、納付が容易でない方には分納をお願いしているが、なかなか分納が追いつかないで時効となってしまう状況もあり、納付の努力をしてもらってはいるが、時効消滅となる場合があるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立多数にて議第127号は

原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立多数にて議第128号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料のそれぞれの滞納者が重なっているのではないかと。それぞれの滞納者の人数はどの質疑に、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は基本的に被保険者が違うので、同じ人とは限らない。滞納者数は、国民健康保険税が699、介護保険料が208、後期高齢者医療保険料が73であるとの答弁。

委員より、要介護3以上の方が年々減ってきている状況についてどのように分析しているかとの質疑に、介護予防事業やデイサービス施設で行っているリハビリなどの効果が出ているのではないかととの答弁。

委員より、介護認定に関して厳しくなっているということではないかととの質疑に、以前と変わっていない。介護認定が厳しくなっているということはないとの答弁。

委員より、今後も要支援の認定がふえていく見込みかとの質疑に、ふえていくと思われる。重度の方が減ってはいるが、軽度ではあるが、体の調子が悪くなり、日常生活に支障を来している高齢者も多くなっており、また認知症の方もふえていることなどから、軽いうちから介護認定を受けたいと望む方が多くなっている状況であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立多数により議第129号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第126号及び議第130号から議第133号までの5議案については、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について主なものを報告申し上げます。

初めに、議第126号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市内の小・中学校の児童生徒の利用実績はとの質疑に、平成30年度に利用した学校は全体で15校、延べ1,979人が授業の一環として学校から県に申請して補助をいただきながら実施をした。詳細については、山北地区ではさんぽく北小学校の3、4年生が2日、5、6年生が1日、さんぽく南小学校の3、4年生が2日、5、6年生が2日、山北中学校の1、2年生が1日、朝日地区で塩野町小学校の全校で2日、猿沢小学校の1、2年生が2日、3、4年生が1日、5、6年生が2日、朝日みどり小学校の1、2年生が1日、3、4年生が1日、5、6年生が1日、三面小学校が全体で2日、小川小学校の1、2年生が2日、3、4年生が2日、5、6年生が2日、村上地区では山辺里小学校の4年生が1日、5年生が1日、村上小学校の4年生が1日、5年生が1日、6年生が1日、村上南小学校6年生が1日、瀬波・上海府小学校の4年生が1日、5年生が1日、6年生が1日、神林地区で神納東小学校の3、4、5、6年生が2日、荒川地区で金屋小学校の4、5、6が1日の利用となっているとの答弁でした。

委員より、授業の一環として行っているのであれば、スキー指導は学校の先生だけでは間に合わないと思われるが、スキー指導の体制はどうなっているのかとの質疑に、指導者にはボランティアの方や学校関係者が指導に当たり、指導者のリフト代は無料であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公共下水道事業施設維持管理費について、排泥処理手数料の約1,100万円は、市ごみ処理場での焼却処理によるものだが、汚泥等収集、運搬、処分業務委託料約7,200万円の内容はとの質疑に、市ごみ処理場で処理し切れなかった分を新潟などに運搬し処理、処分しているもので、その運搬処理費用となりますとの答弁でした。

委員より、府屋浄化センターの管理棟にコンポスト化する施設もあったと思うが、現在の状況と今後の見通しはとの質疑に、現在は稼働していないが、これは平成27年度から施設の見直しを行ってきた中で、この炭化施設は非常に経費もかかることもあり、停止したと聞いている。今後については、ストックマネジメント計画を進めていく中で決めていくことになると考えているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議第133号 平成30年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第123号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第125号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第126号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第126号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第127号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第127号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第128号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第128号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第129号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

[5番 稲葉久美子君登壇]

○5番(稲葉久美子君) 議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言させていただきます。

先々週、40歳代後半の若者が肝臓を中心とする内臓疾患で亡くなりました。母親は、若くして脳梗塞を患いながらも、子どもと一緒に頑張ってまいりました。父親は、早くに労災事故で亡くし、生きる張り合いは、ともに支え合う日常だったと思います。近くに母親の姉もいまして、お互いに行き来して過ごしていましたが、姉妹同士の支え合い等で何とか毎日を過ごしてきましたが、息子の死による影響、それから姉のほうから認知症が進んでご近所さんにも迷惑かける、心配をかけるという声が、状態が出てまいりました。姉のほうは、鍵をかけないで外出、鍵は何回つくってもなくしてしまうということですが、知り合いの家で半日または1日五、六回も通うという。そして、また最近では財布をなくしたという声も言い始めて、周囲の人たちをはらはらさせるようになってきました。日常生活の面倒をお互いに見合っている人たちの体を休めるという点からも、認知症の進んだ高齢者をショートステイを使用できないか、そういう感じをお願いしてみました。開口一番出てきたのが使用料は高いです。支払い大丈夫ですかということでした。最終的には利用料の計

算をしてみるとということになりましたが、収入に応じて支払うことの制度、介護保険制度でなかったのでしょうか。また、ひとり住まいは必ずと言っていいほどこの現象が出てくるのではないのでしょうか。

アパートや一軒家の仮住まいの人たち、家主との関係もありますが、自分も年をとったから高齢者の面倒は見れません。特にひとり者はだめということで、アパートを借りたいという人たちにも、家主から当然だという拒否の返事がありました。当然だと思います、救急車で入退院を繰り返すこともあるわけですから。必要なときは、誰でもショートステイを経験したり、施設に入所したりして過ごす施設も、楽しく過ごせる場所が変わっていく必要を感じます。年金から天引きされる介護保険料の見返りは少ないでしょうが、多くの方々が介護保険料の高いのには困っています。介護費用で生活を圧迫している状態です。これからさらに高齢者がふえる。介護制度を使う人がふえる。目の前です。国から助成を大幅にふやす意外に道はありません。介護制度の改善と個人負担軽減を国に働きかけてくださるようお願いいたしまして、私からの反対の意見といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第129号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第129号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第130号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第131号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第132号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

最後に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第133号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8 議員発議第9号 地方交付税の確実な配分を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議員発議第9号 地方交付税の確実な配分を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

[1番 小杉武仁君登壇]

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第9号 地方交付税の確実な配分を求める意見書の提出についてであります。村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

資料は、皆様に配付しておりますが、意見書の内容についてご説明させていただきます。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保や高齢化が進行する中において、医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や対応、大規模災害を想定した防災、減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、多様化するニーズへの対応と細かな公的サービスの提供が困難となりつつあり、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

本市においては、中山間地域が多く存在していることから、近年では地震、豪雨、豪雪等の自然災害も発生しています。また、人口減少が進むことで社会保障関係費が増加する一方において、市税収入減少や地方交付税が減少傾向にあるなど、一般財源総額が著しく減少し続けていることから、財源対策的な基金残高の減少も危惧されております。市の実情に応じた行政サービスを提供するためには、現行の交付税措置のあり方では到底対応できない状況にあり、地域間における財政力の格差は、行政サービス水準の格差につながるものと捉えております。行政サービスの低下は、人口減少を加速化させる大きな要因となり、地方創生を進めるには自治体が地方の実情に沿ったきめ細か

な行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する必要性を鑑み、国会、政府におかれては、地方公共団体が地方の実情に応じた行政サービスを確実に提供できるよう、必要な財政需要を的確に算定し、安定的な財政運営に必要な地方交付税を確実に配分するよう強く要望するものです。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

賛成者は、河村幸雄議員、渡辺昌議員、鈴木一之議員、平山耕議員、小林重平議員、提出者は私、小杉武仁でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣、地方創生担当、衆議院議長、参議院議長であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第9号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第10号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校
への私学助成の充実を求める意見書の提出について

議員発議第11号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校
への私学助成の充実を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第10号及び議員発議第11号を一括して議題といたします。
提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

〔1番 小杉武仁君登壇〕

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第10号及び第11号ですが、いずれも学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についてとなり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月12日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様に配付してあります資料のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

賛成者は、鈴木好彦議員、高田晃議員、小杉和也議員、板垣一徳議員、高岡輝夫議員、佐藤重陽議員、鈴木いせ子議員、提出者は私、小杉武仁でございます。

第10号の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

第11号の提出先は、新潟県知事であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第10号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第10号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第11号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議員発議第11号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定をし、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和元年第3回定例会を閉会といたします。

皆様には長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前11時47分 閉 会